

# 龍ヶ崎市農業委員会の農業委員候補者の推薦及び募集要領

## 1 推薦及び募集人数

10人（認定農業者が過半数以上）

※ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方について推薦又は応募することができますが、両委員の兼務はできません。

## 2 推薦及び募集の期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月13日（金）まで

※ 平日の午前9時00分から午前11時30分及び、

午後1時00分から午後4時30分の間で提出してください。

## 3 推薦及び応募の資格

推薦を受ける方又は、応募できる方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は推薦及び応募ができません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員である者
- (4) 龍ヶ崎市の職員である者

## 4 推薦書又は応募申込書類等

龍ヶ崎市農業委員推薦書（個人用又は、法人等用）

龍ヶ崎市農業委員応募申込書

同意書及び宣誓書【農業委員】

## **5 推薦又は応募方法**

推薦及び応募の方法は、法人・団体又は個人からの推薦を受けて申し込む方法と、本人が応募する方法があります。

推薦書又は応募申込書及び、同意書及び宣誓書【農業委員】に必要な事項を記入し、締切日までに龍ヶ崎市農業委員会事務局へ提出してください。なお、提出された推薦書及び応募申込書等は返却しませんのでご了承ください。

※ 郵送及びメール並びにFAXによる提出は受け付けません。

※ 推薦及び募集の状況は、法令等の規定により推薦申込書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

## **6 候補者の選考**

推薦若しくは応募による候補者の総数が、本募集要領第1項に規定する定数を超えた場合、選考委員会により、それぞれの候補者について選考を行います。

## **7 選考の結果**

選考結果は、令和8年5月末までに本人宛に郵送で通知します。

その後、龍ヶ崎市定例議会（令和8年6月予定）に議案として上程し、議決（同意）を得た後、龍ヶ崎市長より任命します。

## **8 個人情報の取扱い**

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的には使用することはありません。

## **9 任期**

令和8年7月20日から令和11年7月19日（3年間）

## **10 職務**

農地転用、農地の権利移転、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項について審議、現地の確認等のほか、農地利用の集積・集約化、遊休農地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。

会議は、毎月1回（毎月10日前後）、総会の開催があり出席していただきます。また、必要に応じて研修会等にも出席していただきます。

## 11 身分及び報酬額

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員となります。また、報酬については「龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき支給されます。

※会長 月額：50,000円

会長代理 月額：46,000円

農業委員 月額：45,000円

## 12 問い合わせ先

〒301-8611

龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市農業委員会事務局

電話0297-64-1111